

文教福祉委員会

令和元年9月30日（月）

午前9時59分～午前10時57分

議会第2会議室

【出席委員】松永憲明委員長、堤 正之副委員長、御厨洋行委員、西岡真一委員、
松永幹哉委員、重田音彦委員、池田正弘委員、白倉和子委員、
山下明子委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】なし

【案 件】

・付託議案について（採決・まとめ）

○松永憲明委員長

おはようございます。それでは、ただいまより文教福祉委員会を開催いたします。

まず、当委員会に付託されました請願について委員間協議を行い、議論を深めたいと思
いますが、いかがでございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、委員間協議を行います。

この件について、御意見のある方は挙手をお願いします。

◎請願に関する委員間協議

○松永憲明委員長

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようでありますので、それでは、この案件についての委員間協議を終了したいと思
います。

それでは、これから採決に入りたいと思います。

初めに、採決の順序について説明いたします。

採決の順序につきましては、まず、決算議案の認定について採決を行います。次に、
決算議案に対する附帯決議案についての採決を行い、その附帯決議を本会議に附帯決議案
として提出することについての採決を行います。これらの採決が終了した後、決算議案以
外の新議案についての採決を行います。最後に、請願の採決を行います。以上の流れで行
いますので、御承知いただきますようお願いいたします。

それではまず、決算議案の認定について採決を行います。

お伺いします。当委員会に付託された決算議案について、反対意見はございますか。

○山下明子委員

私は、一般会計の歳入歳出決算と国保特別会計の決算、そして後期高齢者医療特別会計の決算の認定について、反対です。

一般会計に関しては、ほかの委員会の関係もあるんですが、ここで言えば、一つは学童保育の点で4年生以上も受け入れられるという条例にもかかわらず、残念ながら、この時点で3校でしたっけ、決算の時点で。現在で6校が4年生以上というふうなことで、条例を満たす状態になっていないという点で、やはり指導員の確保であるとか、スペースの確保という点でもっと頑張らなくてはいけないのではないかという問題と、それから学校給食の調理の委託に関してもずっと広がってきているという点ですね。

それから、国保の特別会計については、この年がまた条例改定で税率改定されている年なんですけれども、やはり高過ぎて払い切れないという声というのはやっぱりあり、滞納世帯や差し押さえの件数は確かに減っているという説明ではありましたが、やっぱり国保に関する負担感というのは非常に重く、今までも国保の引き下げを目指している自治体もあるということから見て、引き続きこの国保の問題に関しては、認定には反対であるということです。

それから、後期高齢者医療に関しては年齢を区切って、この一番病気になりやすいところに集めてそこに負担をとというやり方について、その仕組みそのものにも反対をしてきたということから反対ということです。以上です。

○松永憲明委員長

ただいまの3件の議案、一般会計の決算、国保特別会計の決算、後期高齢者医療の特別会計の決算について反対ということで、それぞれ分けて採決をしたいと思います。

まず、一般会計の第56号、国民健康保険特別会計の第57号、それから後期高齢者医療特別会計の第59号議案は、それぞれ挙手採決をしたいと思います。

次に、第58号議案及び第64号議案については、一括して簡易採決したいと思います、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしとのことですので、そのように順次採決いたします。

それでは、お諮りいたします。

まず、一般会計の決算の第56号議案について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

賛成多数と認めます。よって、第56号議案は、認定すべきものと決定しました。

お諮りいたします。第57号議案について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

賛成多数と認めます。よって、第57号議案は、認定すべきものと決定しました。

お諮りいたします。第59号議案について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

賛成多数と認めます。よって、第59号議案は、認定すべきものと決定しました。

続きまして、第58号、第64号議案を一括して採決したいと思います。

お諮りいたします。第58号、第64号議案について、認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

第58号、第64号は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託された決算議案の採決を終了しました。

次に、ただいま認定すべきものと決定しました第56号議案に対して、お手元に別紙1として配付しております内容で附帯決議を付すことを協議してまいりましたが、この附帯決議案について採決をしたいと思います。

採決については簡易採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないということでございますので、簡易採決を行います。

お諮りいたします。第56号議案に対し、別紙1のとおり附帯決議を付することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、第56号議案に対し別紙1のとおり附帯決議を付することに決定いたしました。

続きまして、ただいま決定いたしました附帯決議について、別紙2のとおり当委員会の附帯決議案として佐賀市議会会議規則第14条第2項の規定に基づき、委員長名をもって本会議に提出したいと思いますので、このことについて採決をいたします。

採決については、簡易採決で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしということでございますので、簡易採決を行います。

お諮りします。当委員会として、別紙2のとおり附帯決議案を本会議に提出することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、当委員会として別紙2のとおり附帯決議案を本会議に提出することに決定いたしました。

次に、決算議案審査に関する本会議での委員長の口頭報告についてですが、先日、委員長報告については附帯決議に関する部分と図書館の研修室の利活用、それから、食育・食環境推進事業、地域力強化推進事業を中心に行い、あとは正副委員長に一任ということを確認しております。

また、本会議における附帯決議案の提案理由説明については、決算議案審査に関する本会議での委員長報告と内容が重複するかと思いますので省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしということですので、そのように取り扱います。

次に、決算議案以外の議案について採決を行います。

まず、お伺いします。

当委員会に付託されました決算議案以外の議案について、反対意見はございますか。

○山下明子委員

第77号議案の佐賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に関しては、保育の無償化の中で、給食の部分を切り分けて、これを実費徴収にするということが含まれておりまして、やはり保育の重要な一環である給食という点から、これは引き続き無償とすべきという立場から反対をいたします。

あわせてなんですが、そのことが含まれた65号議案の補正予算に関しまして、これはできれば、修正案の提案をさせていただきたいと思えます。

というのは、今回、無償化に伴って事務費が2億4,900万円軽減されることになるわけなので、それを給食費の無償化に充てるという点での提案をさせていただきたいなと思えます。

その上で、その先になるという感じ。これがあるから反対という……

○松永憲明委員長

確認いたします。

第77号議案、条例議案ですけれども、これについては、これまでのやりとりの中から一貫して反対であります。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それにかかわって、65号議案、補正予算に関連する予算については修正動議を行いたいという御意見のようです。動議が通らなかった場合は、また反対ということになるということですね。

(「そういうことです」と呼ぶ者あり)

という御意見でございます。

○白倉委員

審査中じゃなくて、その辺の意向は今初めてきょうこの場でお聞きしたんですけれども、ですから、まだちょっと自分の中で今初めてきょうお聞きしたことだから、十分な整理ができていませんが、今言われた山下明子議員のことにに関しての、理由は理解できました。

となると、開会日初日に先議案として第76号、この先議案が10月1日からの施行ということで協議して本会議でも採決されたときに、中山議員は反対されましたが、山下議員は

これ賛成されていますよね、先議案に関しては。その辺とは矛盾が起こらないんですか。どういうふうに整合性をつけられているのか、ちょっと説明いただければありがたいです。

○山下明子委員

それに関しては、私も大変迷ったんですが、やはり無償化されるということ自体は大きい負担軽減になるので、そこは賛成をいたしました、第76号議案は。

今回、給食に関する取り扱いをどうするかという条例が出て、そして、それに関する関連経費がここに補正予算としてあって、資料5の補正予算の概要の8ページにありますけれども、その中の事業費のところ、財源内訳で減っている部分がありますよね、2億4,900万円……

それで、今まで佐賀市は、保育料を国基準以上に軽減させてきたということで2億1,000万円の負担を佐賀市としてはしてきたと。その分は確実に減っていくということで、事務費の負担が下がるという説明があっておりました。ならばそれを保育の給食のほうに回して、負担軽減策のほうに回すべきではないかという点で、今回の補正予算の中で考えられるのではないかという意味での修正動議です。

○白倉委員

先議で上がった部分との整合性の部分は今説明されましたので。ただ、修正議案を出すことに私は全然やぶさかじゃないですし——やぶさかというか、修正議案を出すべきだろうなど。ただ反対と言うんじゃないくて、その理由づけとして修正議案はきっちり出していただきたくて、修正議案に対する採決が先だろうなど、順序からいけばですね。と思いますが。

○松永憲明委員長

そしたら、第77号議案は挙手採決を行います。

それから、第65号議案の採決に当たりましては、今、山下明子議員から出されました2億4,900万円の減額補正が上げられているので、それを補助に充てるという趣旨の修正動議を採決いたします。それを済んだら、第77号議案、65号議案、あともう一つ条例議案はなかったかな。

(「できんことには」と呼ぶ者あり)

(「修正案をね」と呼ぶ者あり)

(「それをつくらないと」と呼ぶ者あり)

(「うん、口だけでだったらな」と呼ぶ者あり)

そしたら、簡単なペーパーで出してもらいますか。

(「簡単じゃなくて」と呼ぶ者あり)

(「議案として、補正予算と同じような扱いで出してくれないと」と呼ぶ者あり)

(「いつも修正議案出すときはそうしていますもんね」と呼ぶ者あり)

暫時休憩ということにいたします。

◎午前10時33分～午前10時46分 休憩

○松永憲明委員長

それでは、文教福祉委員会を再開いたします。

先ほど幾らか協議を行いましたけれども、第65号議案の一般会計補正予算の修正動議については撤回をします。

○山下明子委員

先ほど検討してみたんですけれども、増額補正になってしまうと。2億3,000万円プラス。つまり、これでいくと本当だったら県が出す2億4,600万円ぐらいの規模を佐賀市としては支出しなくてははいけなかったけれども、これまで2億1,000万円分ぐらい国基準よりプラスしていたので、それで、今回は3,600万円の持ち出しで済みますよという執行部の説明でした。そういう意味では、2億1,000万円が浮いているというふうには見えるんですが、それを回さないという話にはちょっとなりにくく、もしそうしようと思ったら、プラス合わせて2億3,000万円どっからか持ってこんといけないという話になるわけですよ、無償化のために。ということで……

(発言する者あり)

はい、そうです。

それで、今その額をここで増額補正という提案をするのはちょっと厳しいのではないかとということで、これに関しての修正動議というのはちょっと見送るといいますか、取り下げをしたいと思います。

それで、第65号議案に関しては、そうは言っても、やっぱり他市で頑張っているところのように今までのような頑張っていく姿勢を見せてほしいという意味から、第65号議案に関しては反対という意見を申し上げます。

○松永憲明委員長

以上の説明でございました。

それでは……

○重田委員

委員長、やっぱり、採決のとき修正しようと思っているなら、この場でちゃんと修正、こういう案ですというのを見せてしないと。今のように、何か思いつきのような感じでやられて、そして、例えば、それが本当にいいよと私たちが何時間も待つてですよ。それはルール違反というか、私たちも修正しようといろいろ大抵やったときもあります。そして、いろいろやっぱり案を、あっ、ここがやっぱり足りないよねとか、そういう部分がありますので、もう二度とこういう……やっぱりちゃんとやるならやるように、ルールに基づいてやってもらいたいと思いますので。委員長、そういうことでよろしくお願いします。

○松永憲明委員長

はい。以上、よろしくお願ひいたします。

○松永幹哉委員

今のことについて、山下委員から何かお話されることないんですか。一度出すって言われましたよね。それで我々は休憩までして、どうするんだという、会派でも会議をしているんですよ。それで出しませんってないでしょう。追加だったから、できなかったからで通るんですか。

○山下明子委員

ちょっと私自身の認識も読み間違えの部分もあったわけなんですけど、どう解釈するかという点だったと思っております。ただ、予備費から2億3,000万円もプラスしてここに持ってくるというふうなことはちょっと厳しいのではないかという事務局のサジェスションもありながらという状況でした。

それで、始まる前に、再開の前に会派を回ってこういうことかということを実は申し上げなくてはいけなかったと思います。お時間をとらせてしまって申しわけなかったと思っております。

後の時間もあるのかなということでこういうふうになってしまいました。大変申しわけありませんでした。

○松永憲明委員長

松永幹哉委員、いいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○松永憲明委員長

それでは、意見が分かれた第65議案、第77号議案については、挙手採決を行いたいと思います。あとの第66号から第68号、第88号及び第89号議案については、一括しての簡易採決としたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしとのことです。そのように順次採決いたします。

まず、第65号議案、第77号議案について、挙手採決を行います。

それでは、お諮りいたします。第65号議案、一般会計補正予算に関して、可決することに賛成の方挙手を願います。

[賛成者挙手]

賛成多数と認めます。よって、第65号議案は可決すべきものと決定しました。

次、第77号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第77号議案について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

賛成多数と認めます。よって、第77号議案は可決すべきものと決定しました。

それでは、あと残り第66号、第67号、第68号、それから第88号、第89号議案について、一括して簡易採決をしたいと思います。

お諮りいたします。第66号から第68号、第88号、第89号議案について、可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、以上の諸議案は可決すべきものと決定いたしました。

以上で当委員会に付託された議案の採決を終了いたします。

次に、請願について採決を行います。

本請願については、挙手採決により採決をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(発言する者あり)

いや、もう議論を済ませましたから。

(「委員間協議だけはね」と呼ぶ者あり)

しましたから。

(「反対意見とかは言っていないですよね」と呼ぶ者あり)

(「だから、理由は要るわけでしょう」と呼ぶ者あり)

(「そうですよね」と呼ぶ者あり)

(「当然、反対も賛成も」と呼ぶ者あり)

(「そうそう。だって私は反対と思った……」と呼ぶ者あり)

(「いや、採決でいいんじゃないですか」と呼ぶ者あり)

○松永憲明委員長

採決をしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

御異議ないということでございますので、挙手により採決いたします。なお、挙手されない場合は反対として取り扱います。

お諮りいたします。

○白倉委員

委員長、済みません。ちょっと確認なんです。

例えば、採決の前に賛成理由とか述べる機会というのはないんですか。さっきはもちろん話し合いましたけど、あれはあくまで委員間討議なわけでしょう。こうこうこうで賛成ですとか、こうこうこうで反対ですとか、それはないんですか。

(「要らないと思うよ」と呼ぶ者あり)

いや、そこを確認。

○松永憲明委員長

それを意思表示するのが採決だと思いますので。

○山下明子委員

議案に関して私は全部反対理由を言いましたよね、56号議案、57号議案、59号議案全部。だから、それは賛成はもう賛成でいいと思うんですが、反対の場合は理由はやっぱり言わ

ないと、何で反対とかいうのがもしあるならばちゃんと言ってもらわないとわからないと思います。議案については、私言っているので理由。それが不要ならこれからもただ何号議案に反対ですと言うだけになってしまうので、それはだけど、後で委員会……

○堤副委員長

それぞれの議員から反対理由を聞くとか賛成理由を聞くという必要は僕はないと思いますが。それはもう皆さんそれぞれのお考えがあつてされる事ですから。採決をとるのが筋だと思います。意思表示をするのはそこですから、理由が必要なことはないと思います。

(「討論をやりますと言われたらですよ」と呼ぶ者あり)

討論の中でそれはやっていけばいいわけですから。

(「討論という動きがあつた後に採決という動きがありますので、それに沿って委員長が進めていかれますので」と呼ぶ者あり)

○松永憲明委員長

最初、趣旨説明があつてのやりとりといたしますか、提案のときのやりとり、それから冒頭委員間協議を行いましたので、そこであらかた賛成、反対はわかっていたんじゃないかと思うんですけど。

だから、真っすぐ私は挙手採決をしたいというふうに申し上げたところですが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないということですので、挙手により採決いたします。

なお、挙手されない場合は反対として取り扱います。

お諮りいたします。受理番号1の請願を採択することに賛成される方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

賛成少数と認めます。よって、本請願は不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で当委員会に付託された請願の採決を終了いたします。

次に、決算以外の議案審査に関する本会議の委員長報告についてはいかがいたしましょうか。

(「お願いします」と呼ぶ者あり)

反対意見等もございましたので、そこら辺を含めて、主に議論したのはその1点だったかなと思っております。保育無償化に伴います条例、補正関係の議案だったと思っておりますので、そこら辺を報告したいと思います。

なお、各常任委員会から本会議に提出される附帯決議案については、あす10月1日にサイドブックに掲載されます。これらの附帯決議案は、本会議の最終日において採決されますので、他の委員会分についても内容を把握しておかれた上で採決に臨まれますようお願いいたします。

最後に、委員会の会議録が公開されることに伴いまして、委員会におけます字句、数字その他の整理についてお諮りいたします。

本委員会の会議録につきましては、字句、数字その他の整理については委員長に委任されたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないようでございますので、委員長に委任することに決定いたしました。

以上をもちまして、文教福祉委員会を終了いたします。